

議案第11号

富士見市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

介護保険法施行令の一部改正等に伴い、富士見市介護保険条例の一部を改正したい
ので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市介護保険条例の一部を改正する条例

富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 罰則（第21条・第22条）」を「第5章 雑則（第21条）
第6章 罰則（第22条・第

23条）」に改める。

第4条第1項中「2年」を「3年」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条第1項第8号イ中「第10号イ」を「、第10号イ」に改める。

第12条第3項中「令第39条第1項第1号から」を「同項第1号から」に改める。

第14条第3項中「前2項の」の次に「規定により」を加え、同条第4項中「前3項」の次に「の規定」を加える。

第15条第1項中「保険料の納付義務者」を「納付義務者」に改める。

第17条中「同法第317条の2第1項」を「同項」に改める。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第7条中「第14条」を「第14条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成29年度における保険料率の特例）

第9条 平成29年度における保険料率は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 29,592円

- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 41, 428円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 44, 388円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 53, 265円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 59, 184円
- (6) 次のいずれかに該当する者 65, 694円

ア 合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 76, 939円

ア 合計所得金額が200万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

- (8) 次のいずれかに該当する者 97, 653円

ア 合計所得金額が300万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

- (9) 次のいずれかに該当する者 100, 612円

ア 合計所得金額が400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 112, 449円

ア 合計所得金額が600万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 118, 368円

ア 合計所得金額が800万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 124, 286円

ア 合計所得金額が1,000万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 130, 204円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,632円とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。